

記入例

黄色の欄を記入してください。太枠部分は記入しないこと。

必ず希望年月日及び希望会場を記入してください。  
希望の会場の定員を超過した場合は、日程の変更をお願いする場合があります。

様式第5号（第4条関係）

整理番号	記入不要	受講希望年月日	令和6年6月28日	受講希望会場	( 呉 ) 会場
広島県知事 様		狩猟免許更新申請書			申請書提出日を記入してください。 令和6年6月5日
住所	(〒 730-8511 ) 広島市中区基町 10-52	差支えなければ携帯電話番号を記載してください（書類に不備があった場合等、連絡させていただくことがあります）。			
		(自宅電話番号 082-513-2933 )			
		(携帯電話番号 090-1234-5678 )			
ふりがな	ひろしま いちろう	押印は不要になりました！			
氏名	広島 一郎				
生年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日				
次のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。					
(1) 更新を受けようとする狩猟免許及び第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付す。）					
<input type="checkbox"/> 網猟免許	<input type="checkbox"/> わな猟	現在有効の狩猟免許が交付された年月日を記入してください。原交付年月日、有効期間ではありません。			
<input checked="" type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	<input type="checkbox"/> 第2種銃猟				
狩猟免許の番号	交付年月日	交付した都道府県知事			
第 〇〇〇〇〇 号	令和 3年 9月 15日	広島 県知事			
猟銃の所持許可をお持ち場合は、所持許可証（顔写真のページ）の番号及び交付年月日を記入してください。					
猟銃・空気銃所持許可証番号	猟銃・空気銃所持許可証の交付年月日				
第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	令和 〇年 〇月 〇日				
適性試験の結果					※適性試験の免除
視力	聴力	運動能力			
記入不要					

**2種類以上の免許を同時に更新する場合と、今年別の種類の免許の取得試験を受ける場合、チェックしてください。**  
**(例：わな猟と第一種銃猟を同時に更新される場合、わな猟の申請書では第一種銃猟をチェックし、第一種銃猟の申請書ではわな猟をチェックしてください。)**

(2) 今年度、別の種類の免許を同時に更新または新規取得を申請している場合は、その狩猟免許の種類（免許の種類欄の□にレ印を付す。）

免許の種類      □網猟免許・わな猟免許・□第1種銃猟免許・□第2種銃猟免許

(3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認。（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。）

適性の確認

**該当する方以外は、チェックしないでください。**

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明瞭に記載すること。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

(手数料)

手数料名	No.142 狩猟免許の更新申請手数料			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
—	618	6357	2,900円	1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取
				

**払込証明書には、必ず住所・氏名を記入し、はがれないように貼ってください。**

(払込証明書貼付欄)

<b>狩猟免許更新</b> <small>広島県公金</small>	<b>払込証明書</b> <small>住所氏名記入欄</small>	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">                     この払込証明書を申請書に貼付してください。                 </div>	<small>消込区分等</small> <small>納入通知書番号</small> <small>金 額</small> <b>¥2,900</b> <small>納入理由</small>	狩猟免許更新申請手数料 <small>領収印</small>	<small>納入者使用(証明用)</small> <small>広島県公金</small>
---------------------------------------	--	---	--	-----------------------------------	---

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 版とすること。